

令和 7 年 第 5 回農業委員会総会 議事録

とき 令和 7 年 5 月 15 日 (木)

ところ 東大阪市役所 22 階 会議室 1 (北)

【議事日程】

1. 農地調整・転用届出等に関する件

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 18 号 |
| | 相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件 |
| 日程第 2 | 報告第 19 号 |
| | 引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件 |
| 日程第 3 | 報告第 20 号 |
| | 生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件 |
| 日程第 4 | 報告第 21 号 |
| | 農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件 |
| 日程第 5 | 報告第 22 号 |
| | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件 |
| 日程第 6 | 議案第 7 号 |
| | 農地法第 3 条による許可申請の件 |
| 日程第 7 | 議案第 8 号 |
| | 賃貸借台帳記載抹消申出の件 |

2. 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況等について

- | | |
|-------|---------------------------|
| 日程第 8 | 議案第 9 号 |
| | 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況等について |

出席委員	17 名
途中参加委員	0 名
欠席委員	1 名
事務局	2 名

開会	午後 1 時 55 分
----	-------------

【事務局】

ちょっと時間早いですけれども、委員おそろいでございますので、令和 7 年第 5 回農業委員会総会を開会させていただきたいと思います。会長よろしくお願いいたします。

【会長】

開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日、令和 7 年第 5 回農業委員会総会を、開催いたしましたところ、何かとお忙しい中にもかかわりませず、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、早速、これより、総会を開会いたします。

東大阪市農業委員会総会、会議規則第 6 条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。議事が円滑に参りますよう、皆様方には何かと最後までご協力のほどよろしくをお願いいたします。着座にて、会議を続けさせていただきます。

【議長】

本日の総会出席委員は 17 名。17 名ですので、総会が成立しております。

本日の議事録署名委員でございますが、私の方から指名してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。異議なしと認め、

12 番 柳生よみ子 委員と、

17 番 小林茂一 委員。

両委員を指名いたします。それでは審議に入らせていただきます。

日程第 1、報告第 18 号。

相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件を議題とします。

事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長

日程第 1、報告第 18 号相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件。

番号 1、被相続人、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。相続開始年月日、令和〇年〇月〇日。相続人、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。特例適用農地の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇。適用面積が〇〇㎡。登記面積が〇〇㎡でございます。

相続登記済で、評価証明書、生産緑地地区の指定の確認をしております。

令和○年○月○日証明。以上でございます。

【議長】

はい。1 番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

【…委員】

議長。はい。

地目が○とおっしゃっておられましたが、事務局が…。○では。

【事務局】

はい。申し訳ございません。訂正させていただきます。

地目は○でございます。

申し訳ございません。

【議長】

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

< 異議なしの声 >

はい。ありがとうございます。異議ないものと認め、日程第 1 報告第 18 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第 2、報告第 19 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい議長。日程第 2 報告第 19 号引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件。番号 1、被相続人住所。○○○○。被相続人氏名、○○○○。相続開始年月日、平成○年○月○日。相続人住所。○○○○、相続人氏名、○○○○。

特例適用農地の所在でございますが、○○○○。地目が○。登記面積が○○㎡で、適用面積が○○㎡でございます。租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項適用の農地でございます。令和○年○月○日証明。他 3 件でございます。

【議長】

はい。この 1 番から 4 番までの専決事項について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

異議ないものと認め、日程第 2、報告第 19 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第 3 に入らせていただきます。日程第 3 報告第 20 号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。日程第 3 報告第 20 号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件。

番号 1、買い取り申出をする者。住所、氏名。〇〇〇〇、〇〇〇〇。買い取り申出事由が生じた者、住所、氏名。〇〇〇〇、〇〇〇〇。買い取り申出事由が生じた日、令和〇年〇月〇日。申出事由は〇〇でございます。物件の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇。面積が〇〇㎡。添付書類といたしまして、土地の謄本、診断書の写し、付近の見取り図が添付されております。令和〇年〇月〇日証明。以上でございます。

【議長】

この生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

異議ないものと認め、日程第 3、報告第 20 号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第 4 に入らせていただきます。日程第 4 報告第 21 号。農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。日程第 4 報告第 21 号。農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件。番号 1、届出人住所、氏名、〇〇〇〇。〇〇〇〇。所在地、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡。転用目的が〇〇〇〇。用途地域が、〇〇、他 1 筆でございます。他 6 件でございます。

【議長】

この1番から7番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

異議ないものと認め、日程第4報告第21号、農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第5に入らせていただきます。日程第5、報告第22号。

農地法第5条第1項第6号による届出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。日程第5報告第22号、農地法第5条第1項第6号による届出専決事項報告の件。番号1、譲受人住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所在地でございますが、〇〇〇〇。地目が〇。面積が〇〇㎡。転用目的が〇〇、用途地域が〇〇。他1筆でございます。

他1件でございます。

【議長】

はい。この1番から2番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

異議ないものと認め、日程第5、報告第22号。農地法第5条第1項第6号による届出専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第6に入らせていただきます。日程第6議案第7号、農地法第3条による許可申請の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。日程第6、議案第7号、農地法第3条による許可申請の件。番号1、譲受人、住所、氏名、〇〇〇〇。被相続人、〇〇〇〇、受遺者、〇〇〇〇。譲受人、住所、氏名、〇〇〇〇。被相続人、〇〇〇〇、遺言執行者、〇〇〇〇。

所在地でございますが、〇〇〇〇。地目が〇、面積が〇〇㎡。申請の事由が農業経営の拡

大でございます。譲受人の耕作面積が〇〇㎡他 1 件でございます。

【議長】

はい。この件について、事務局、説明願います。

【事務局】

はい。議長。3 条許可の番号 1 についてご説明をさせていただきます。

本件は農業経営の拡大を目的とした遺贈による所有権移転です。

遺言者である〇〇〇〇さんは、令和〇年〇月〇日にお亡くなりになっておられます。当該農地の持分につき、(長男) 〇〇〇〇の(妻) 〇〇〇〇さんに遺贈することが、遺言公正証書に記載されているものでございます。遺言公正証書により、遺言執行者は〇〇〇〇さん、受遺者は〇〇〇〇さんです。

今回の議題につきましては、法定相続人以外への遺贈でございますので、農地法第 3 条の許可を申請されているものでございます。

農地の所有権移転につきましては農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号にその要件が定められており、いずれかに該当すれば許可できないものです。順に説明します。第 1 号は譲受人が取得した農地を含めて所有農地のすべてを効率的に利用して耕作を行う必要があることを定めています。譲受人世帯は〇〇〇〇に畑を〇〇㎡所有されており、適切に管理されておられます。今回取得される農地〇〇㎡につきましても畑として適切に耕作する旨、申請書に記載されているものでございます。第 2 号は、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得する場合に関する規定であり、本件とは関係ありません。第 3 号は信託の引受けにすることが規定されており、本件と関係ありません。第 4 号は譲受人が常時農作業に従事すると認められない場合には許可できないという内容で、譲受人と世帯員は年間〇〇日従事しているため該当するものではございません。第 5 号は取得する農地を転貸あるいは質入れする場合が規定されており、本件は該当しません。第 6 号は譲受人が当該農地の所有権を取得した後に行う、耕作の内容、並びにその農地の位置、及び規模から見て、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合は認められないというものですが、譲受人は周囲と調和のとれた農業を行うとの決意があり、申請書の記載内容や現地調査などから、当該項目に該当するものではございません。

1 番につきましては説明は以上でございます。

続きまして、番号 2 についてご説明をさせていただきます。

本件は農業経営の拡大を目的とした売買による所有権移転です。譲渡人は〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇さんです。

農地の所有権移転につきましては農地法第3条第2項第1号から第6号にその要件が定められており、いずれかに該当すれば許可できないものです。順に説明します。第1号は譲受人が取得した農地を含めて所有農地のすべてを効率的に利用して耕作を行う必要があることを定めています。譲受人は〇〇〇〇に農地を〇〇㎡所有されており、適切に管理されておられます。今回取得される農地〇〇㎡につきましても畑として適切に耕作する旨、申請書に記載されているものでございます。第2号は、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得する場合に関する規定であり、本件とは関係ありません。第3号は信託の引受けに関することが規定されており、本件とは関係ありません。第4号は譲受人が常時農作業に従事すると認められない場合には許可できないという内容で、譲受人は年間〇〇日従事しているため該当するものではございません。第5号は取得する農地を転貸あるいは質入れする場合が規定されており、本件は該当しません。第6号は譲受人が当該農地の所有権を取得した後に行う、耕作の内容、並びにその農地の位置、及び規模から見て、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合は認められないというものですが、譲受人は周囲と調和のとれた農業を行うとの決意があり、申請書の記載内容や現地調査などから、当該項目に該当するものではございません。

【議長】

この件について、ご審議願ひ、意見ありませんでしょうか。

<意見なしの声>

意見ないものと認め、日程第6、議案第7号、農地法第3条による許可申請の件は許可することに決めます。

日程第7に入らせていただきます。日程第7議案第8号賃貸借台帳記載抹消申出の件を議題とします。事務局より報告願ひます。

【事務局】

はい議長。日程第7議案第8号、賃貸借台帳記載抹消申出の件。

番号1、賃貸人住所、変更前が〇〇〇〇。〇〇〇〇。〇〇〇〇、〇〇〇〇。
変更後でございますが、賃貸人住所、〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、
〇〇〇〇。

続きまして賃借人のところでございます。

賃借人住所、〇〇〇〇。賃借人の氏名が、〇〇〇〇。

変更後でございますが、相続放棄のため、記載はございません。

続きまして、所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡でございます。
備考といたしまして、賃貸人側でございます。

相続登記が済んでおり、土地全部事項証明書が添付されております。

賃借人側でございますが、以下の相続人につき、被相続人に対する、相続放棄の申述を受理した証明、大阪家庭裁判所が発行している分でございますが、そちらの方の写しが提出されているものでございます。

〇〇〇〇相続人、〇〇〇〇、代襲相続人の〇〇〇〇さん。

〇〇〇〇相続人、〇〇〇〇、代襲相続人の〇〇〇〇さん。

〇〇〇〇相続人、〇〇〇〇、代襲相続人、〇〇〇〇さん。

〇〇〇〇相続人、〇〇〇〇さん。

以上でございます。

【議長】

賃貸借台帳記載の件ですね、これに対して事務局に説明願います。

【事務局】

はい議長。説明します。

本件は当委員会備付の賃貸借台帳（旧小作台帳）記載の賃貸人の相続人より記載の抹消をする申出があったものです。賃貸人であった、〇〇〇〇さんは平成〇年〇月〇日、〇〇〇〇さんは昭和〇年〇月〇日にそれぞれ、お亡くなりになっておられます。現在は、相続人である、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんが当該農地の所有者となっている旨、登記簿にて確認しております。また、3名とも、当該賃借権を継続する意思がない旨が申出書に記載されています。一方、賃借人であった〇〇〇〇さんは令和〇年〇月〇日に死亡され、相続人及び代襲相続人は全員、当該賃借権につき相続放棄をしている旨、令和〇年〇月〇日付け大阪家庭裁判所の証明書にて確認しております。賃貸人側は、当該契約を継続する意思がなく、賃借人側は相続人全員が相続を放棄しているため、賃貸人からの申し入れにより、賃貸借台帳（旧小作台帳）の記載を抹消するものです。

説明につきましては以上です。

【議長】

はい。この件について審議願います。ご意見ございませんでしょうか。

<意見なしの声>

意見ないものと認め、日程第 7 議案第 8 号、賃貸借台帳記載抹消申出の件は承認することに決定します。

続きましてですね、議事日程の 2 の方、日程第 8 議案第 9 号、農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況等についてを議題とします。事務局より説明の方をお願いします。

【事務局】

はい議長。日程第 8 議案第 9 号、農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況等についてご説明をさせていただきます。

議案書と一緒に中に挟んで、送らせていただきました、令和 6 年度、農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表というものをご覧くださいませでしょうか。こちらの方につきましてご説明をさせていただきます。

まず概要でございますが、農業委員会による、最適化活動の目標の設定、活動の記録、それから点検評価の実施、その結果の公表報告等につきましての基本的な考え方でございます。

農業委員会が実施する最適化活動は、はい。日程第 8 の議案第 9 号、左肩に記載をさせていただいておるものでございます。

まず、実施状況の公表の基本的な考え方についてご説明をさせていただきます。

農業委員さんが実施される最適化活動につきましては、農地の出し手及び受け手の意向の把握でありますとか、その意向を踏まえた農地の斡旋、それから農地の定期的な見回りなど、多岐にわたるものでございます。

農業者の減少や高齢化が進む中で、農業委員会はこれらの最適化活動を確実に実施することが重要とされており、その透明性を確保する観点からも、最適な活動の目標を設定して、その実施状況や、目標の達成状況につきまして、点検評価をして、農業委員会等に関する法律第 37 条の規定によりまして、その結果を公表するということになっております。

それでは資料の中身についてご説明をさせていただきます。なおこの資料の様式につきましては農林水産省が指定している様式でございます。若干見にくい部分等ございますがご了承くださいたらしらと思っております。

最初、ローマ数字の 1 のところでございますが、農業委員会の状況、令和 6 年 4 月 1 日現在のところでございます。

農業委員会の現在の体制、それから、その下、農家農地等の概要のところにつきましては、農業委員会の体制につきましては記載させていただいております通り、農家、農地等の概要につきましては、2020 年の農林業センサス及び耕地及び作付面積統計の値を記入することとなっておりますので、それらの値を転記しておるものでございます。

続きまして、めくっていただきまして、ローマ数字の 2 番。最適化活動の実施状況というところでございます。

農業委員会の、実績及び点検評価結果というところの、その下のところ、1番、最適化活動の成果目標とありますが、その下(1)農地の集積のところをご覧くださいませでしょうか。よろしいでしょうか。

①、管内の農地面積、表の中で、括弧Aと書かれているところがございますが、そちらの方では、令和6年度の農地台帳から、生産緑地と調整区域内農地の面積を抽出し、合算した広さとなっております。続きましてその右となり、これまでの集積面積というところがございますが、1.55haと記載させていただいているところがございます。

ここでいう集積というのは、東大阪市の場合におきましては、特に国版の認定農業者、それから認定新規就農者が耕作している面積の合計が、集積面積ということになっております。令和6年度当初の認定農業者の数が5名おられ、その方々の耕作面積が1.55haとなっているため、こちらの方に記載をしておるものでございます。

続きまして、その下の四角の目標のところをご覧くださいませでしょうか。

この目標のところがございますが、この値につきましては、本市農政課の方が、農業経営基盤強化促進法の第6条に基づいて、定めております、農業経営基盤の強化の推進に関する基本的な構想の中で、設定されている値を転記しているものでございます。

この構想につきましては、期間が令和5年からの10年間で集積目標が40%となっているものでございます。

実際にちょっと市域の大半が調整区域とか農振区域というような、さらに認定農業者が例えば数百人規模でおられるような自治体とかを想定しているような方針の作り方になっておりますので、本市のようなそもそもその認定農業者の数が5人程度というような、実際においてはちょっと集積率などをちょっと数字の観点から見れば、ちょっと現実と乖離したものとなっておりますものでございますが、その値を記入するということになっておりますので、記載をさせていただいているものでございます。

続きまして、その下の四角、3番の実績のところをご覧くださいませでしょうか。

今年度の新規集積面積というところ、黒のちょっと太い四角で作らせていただいておりますのでございますが、こちらの方が、令和6年度の新規の集積面積でございます。

令和6年度につきましては、令和6年7月に、1名、認定農業者になられた方がおられますので、そちらの方の耕作面積が〇〇㎡。

ちょっと記載のミスがございます申し訳ございません。

令和6年1月に3条にて、農地取得と書かせていただいておりますが、そのところが、令和7年2月でございます。認定農業者が農地を取得されておられます。

こちらの方が農地法3条による許可でございますが、面積が〇〇㎡。

令和6年6月に、1名が認定新規就農者となられております。こちらの方の耕作面積が〇〇㎡。これら3件の、面積を合計させていただきまして、合計が1.037haございましたので、そちらの方を記載させていただいているものでございます。

続きまして括弧2、遊休農地の発生防止解消のところをご覧くださいませでしょうか。

まず、①、現状及び課題のところでございます。

令和 6 年 4 月 1 日時点での値を記入しておりますが、令和 5 年の農地法第 30 条に基づく利用状況調査の結果、20 筆 1.27ha の農地を緑区分として、分類させていただきましたので、そこを記載させていただいているものでございます。

1 号遊休農地の面積が 1.27ha、そのうちの緑区分が 1.27ha というふうに記載をさせていただいております。

その下ですね、そのページ一番最後の②の目標のところでございます。

目標カタカナのア、既存遊休農地の解消のスマール A というところでございます。

令和 3 年度の調査で緑区分、それから次のページの一番上のところ、B の黄色区分の遊休農地、こちらの方につきましては、分類がございましたので、0 で記入しているものでございます。

令和 5 年度の 30 条調査の結果、新規発生した緑区分の遊休農地は、6 筆、4256.40 m²でございましたので、その下の、カタカナのイのところでございますね。

新規発生遊休農地の解消というところには、令和 5 年度に発生した緑区分の遊休農地、0.43ha を記載させていただいております。

続きまして、ちょっとややこしくて申し訳ないのですが、③実績のところでございます。

③、実績のところ、見ていただきたいところが、黒い太枠で囲っているところの、イ、新規発生遊休農地の解消というところでございます。

こちらの方でございますが、令和 5 年度に発生した緑区分の遊休農地、6 筆、0.43ha、これ先ほど申し上げたところでございますが、これの中の、再度令和 6 年度 30 条調査でさせていただきました結果、3 筆、0.3ha は解消しておりましたので、その解消面積を書かせていただいております。

ちょっと説明がややこしくて申し訳ないのですけれども、新規発生遊休農地の解消というところの、0.43ha あった緑区分の農地が 0.3ha は解消されていましてというところを書いているものでございます。

その下、④のその他でございますが、黒い太枠で囲っておるところをご覧くださいませうか。

こちらは令和 6 年度の農地法 30 条調査の結果について記入をさせていただいております。

実施の時期につきましては、令和 6 年 9 月、事務局でその結果を取りまとめさせていただいたのが、また再調査をさせていただいたのが、令和 6 年の 11 月以降、その結果、1 号遊休農地が 43 筆 2.4ha。そのうち、緑区分の農地が 35 筆、2.1ha。黄色区分が 8 筆、0.3ha となっております。これが令和 6 年度の農地法 30 条調査の結果でございます。

それに伴いまして、農地法第 32 条の調査を行った時期が、再調査の実施時期や、集計の都合上、2 回に分かれておりますが、令和 6 年 11 月と令和 7 年 2 月、それらの調査結果を取りまとめさせていただいたのが、令和 7 年 3 月ということで、記載をさせていただ

いております。遊休農地の解消につきましては以上でございます。

続きまして、(3) 新規参入の促進のところをご覧くださいませうでしょうか。

① 現状及び課題のところでございます。

こちらの方では本市内に農地を集積するような経営体はございませんでしたので 0 となっております。

続きまして②の目標のところでございます。

大阪府に記入年度を確認させていただきましたが、令和 2 年度から令和 4 年度までの農地法第 3 条許可により移動した面積を記入してくださいということでしたので、それらの値を ha 換算して記入をさせていただいているものでございます。

② 目標のところにつきましては、説明は以上でございます。

続きましてめくっていただきまして、③実績のところでございます。

太枠で囲んでおるところをご覧くださいませうでしょうか。

ここににつきましては、地域計画のエリア内の権利移動に関することを記入するというところでございます。東大阪市におきましては、令和 7 年 3 月 3 日、座談会でありますとか、協議の場というものを経過しまして、本市農政課の方が、東豊浦地区と横小路地区にそれぞれ計画を策定しましたが、3 月 31 日時点では参入経営体とかはまだございませんので、すべてなしと 0 で記入をさせていただいております。

続きまして、2 番、最適化活動の活動目標のところをご覧くださいませうでしょうか。

こちらの方でございますが、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標でございます。

この推進員等の中には、農業委員も含まれるものでございます。

こちらの方の 1 人当たりの活動日数でございますが、ひと月当たり 10 日というふうに記入をさせていただいております。

この 10 日でございますが、こちらの方は令和 3 年 12 月 2 日、全国農業委員会会長代表者集会における申し合わせの決議事項としまして、この日数が提示されたことが農水省より通知があったものでございます。

本市の農業委員会につきましてもこれを踏襲しまして、10 日にて設定をさせていただいているものでございます。

続きまして、その下の (2)。活動強化月間の設定というところをご覧くださいませうでしょうか。こちらにつきましては、目標は、年度当初にこういったものを立てさせていただいておりますが、その下、②の実績のところですね、こちらの方が、見ていただきたいところになります。令和 6 年 9 月、利用状況調査とあわせまして、農地の見回りを実施させていただきました。また、5 月から 11 月にかけては、先ほどもちょっと少し申し上げましたが、農政課の地域計画策定に係る座談会等、農業委員の方々にも参加していただいた分がございますので、記載をさせていただいております。

続きまして、次のページでございます。

一番、右上の方（3）番、新規参入相談会への参加というところをご覧くださいませでしょうか。こちらにつきましては、目標で1回実施するということで、立てさせていただいておりましたけれども、実質的にちょっとこちらの方は、2番実績の方にもあります通り、開催といいますか、実施はできておりません。

続きまして、そのページの一番下のところ、目標の達成状況の標語、それから推進員等の点検評価結果のところをご覧くださいませでしょうか。

標語のところにつきましては、目標に対して期待通りの結果が挙げられた、推進員等の点検評価結果につきましては、記載させていただいている通りの結果でございます。

こちらにつきましては、目標の達成の標語でありますとか推進員等の点検評価結果のところにつきましては先ほどより、ちょっと説明をさせていただきました、農地の集積、それから遊休農地の解消、新規参入の促進、そして、毎月、委員の皆様にご提出をお願いさせていただいております、活動記録の日数等から、農水省の示す基準に基づきまして、この規定の文言を記入させていただいているものでございます。

実施状況の報告につきましては以上でございます。

で、その次のページですね、令和7年度最適化活動の目標の設定等でございますが、こちらの方につきましては、集積でございますとか、遊休農地の対象につきまして、ただいま、実績報告で説明をさせていただきました値をもとに作成させていただいております。

また、農業委員の皆様の活動日数の目標につきましても、引き続き一月あたり10日とさせていただきます。目標につきましては参考までにご覧いただければと思います。説明が長くなり申し訳ございません。説明につきましては以上でございます。

【議長】

はい。事務局から説明のありました通り、今後ですねこれ、東大阪市農業委員会のホームページにね、これらの情報が公開されるということで、これに対して何か意見ございませんでしょうか。

<意見なしの声>

意見ないものと認めてよろしいですね。日程第8議案第9号、農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況等については、委員会のホームページで公開することに決めます。以上をもちまして本日の定例総会が終了します。

午後2時45分 終了

以上の事実相違がないことを証するため、署名する。

会長 大西 博

委員 柳生 よみ子

委員 小林 茂一

令和7年 第5回 農業委員会総会出欠表(別紙)

(農業委員)

議 席	氏 名	出 欠	議 席	氏 名	出 欠
1	宮崎 行俊	×	10	石橋 亮平	○
2	木田 悟朗	○	11	大野 一博	○
3	草開 善城	○	12	柳生 よみ子	◎
4	大東 雄太	○	13	柴村 義信	○
5	田中 強志	○	14	菱井 和樹	○
6	仲津 恭司	○	15	高橋 美代幸	○
7	大西 博	○	16	田中 隆夫	○
8	西田 博文	○	17	小林 茂一	◎
9	石井 忠和	○	18	山口 裕之	○

○ 出 席
× 欠 席
◎ 議事録署名委員
△ 途中参加

(職務のため総会に出席した事務職員)

事務局長 奥 田 陽 子

事務局次長 横 関 真 人